

(ディスコ等の避難管理)

第 36 条の 2 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、多数の客が密集状態になりやすく、特殊な照明設備を用い、大音響で演奏を行う等の状況下において営業しているディスコ等の避難管理を徹底することから、そのような営業形態の店舗等においては、非常時において、客への情報伝達、避難誘導等を円滑に行うことができるようにするため、特殊照明、演奏等を停止する等避難上有効な措置を講じるべきことを定めたものである。
- 2 「ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの」とは、ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。
- 3 本条はディスコ等において自動火災報知設備が発報した場合、火災等を覚知した場合などの非常時においては、特殊照明や音楽の演奏等を停止するとともに、避難上有効な明るさを保ち、適切な情報伝達、避難誘導等を行うことができるようにするための措置を採るべきことを規定しているものである。そのためには、ディスコ等の関係のある者が音響、照明の操作室等に常駐するとともに、非常時において直ちに通常の照明が点灯できるように点灯スイッチを手近に設置するなどの措置を指導すること。  
なお、ディスコ等においては、店内の特殊照明効果等のために、誘導灯の視認障害や避難施設の識別不能が生じ、そのために避難方向の特定ができなくなるおそれがあることから、これらの施設の関係者に対し、避難口、避難通路等の避難施設を常に容易に識別できるように保持しておくよう、特に留意すべきことについて併せて指導すること。
- 4 本条は、第 41 条によって、他の防火対象物を一時的にディスコ等の用途に供する場合についても準用される。
- 5 本条と第 36 条は選択的適用関係となるものではなく、本条の適用を受ける店舗等にあっても、第 36 条の「キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店」にも該当する場合には、同条の規定が併せて適用されるものである。